

～仙台市国民健康保険加入者の皆様へ～ 東日本大震災の被災者の 一部負担金を免除します

平成26年4月1日以降、保険証と免除証明書の提示により窓口負担は免除となります。

【免除対象者】

平成25年度の市町村民税の非課税世帯で、東日本大震災により次のいずれかに該当する世帯の被保険者

- ① 住家が「全壊」または「大規模半壊」の世帯
※住家が「半壊」で解体した場合などを含みます。
- ② 主たる生計維持者が死亡または行方不明となった世帯

免除対象者で免除証明書が届いていない方は、お住まいの区役所・総合支所にお問い合わせをお願いします。

お問い合わせ

青葉区保険年金課	225-7211 (代)
宮城総合支所保険年金課	392-2111 (代)
宮城野区保険年金課	291-2111 (代)
若林区保険年金課	282-1111 (代)
太白区保険年金課	247-1111 (代)
秋保総合支所保健福祉課	399-2111 (代)
泉区保険年金課	372-3111 (代)